

目的 すでにみん岡山藩・鳥取藩に続いて、今回は、金沢藩における衣服規制の概要も考察する。

方法 藩法集々「金澤藩」、同の「續金澤藩」および「加賀藩史料」等に収載されている衣服規制法令（江戸詰、年中行事等の場合のものは省く）を取りあげた。

結果 (1)規制は、寛文8年の諸法令によりほぼ完成（たかに思われ、以後はもっぱら断片的な規制となり、他方しだいに検約令としての傾向を強め、享保後期のそれに特にその性格がうかがわれる。「加賀藩史料」により、明治3年の衣服規制撤廃までの公布状況を知らることができた。

(2)規制は、衣服の具体的内容に関するものが最も多いが、その他、一般的検約の指示、違反者に対する制裁、価格ないし販売制限、寸尺制限、さらに質取禁止にまでおよんでいる。

(3)規制は、衣服により身分秩序を維持確立することを目的としており、そのさい、織物では絹織物、染柄では嶋、衣服の種類では合羽がしばしば取りあげられている。合羽が多いこと、肩懸、頭巾、毛織物の規制があることは、この藩の地域的特色と考えられる。藩政末期、士の専女に対しかなり詳細な「着服之儀」が示されていることは注目される。